小峠の開発と自立

***** 39 (60 62は岸和田市笠松俊男家文書

小峠の開発・相続と紙漉

39 小 **峠開発承諾書** 万治三年(一六六〇)

進申紙屋林之事

小峠紙屋林山之儀、 北ハ宮川口橋尾限 辰巳ハ小峠ではり城尾ゟ、 西南ハ本道限、 右之分進申候間、 東ハ城屋敷へ見通 紙屋林

二可 '被成候、 少も異儀無御座候、 為後日証文如

万治三年子ノ九月十五 H

> 京市右衛門 (EI)

平 平 平 平 平 平 平 平 平 1 吉 印

」伊左衛門 (EI)

助

与左衛門 清右衛門 印

西原 久 二 郎 (EII)

左太夫殿

文 二 郎 (FI) (FI)

六左衛門 印

40 紙漉奉公人請書 主々思寄之相談之事 寛文一〇年 (一六七〇

今迄男女共猥二付、 男女之道猥ニ仕候ハて不叶と申者ハ、断を申寝所を定、 其所在所之請人迄二隙を取、親をたおし申様成儀 覚 度々欠落仕親・ 親類一門之者ニ色々骨を懸い ハ向後仕間敷候、 向後ハ永

代之譜代ニ罷成可申と一札致居可申事

候ハ、、其者之親を呼越、人代を立置、親の方へ帰り可申事、親之奉公ニ候得共、左様ニ身を堅め奉公可仕事ハ不罷成候と申者

老若共男女之寝所別々ニ致、用所有之時ハ男請取、 させ可申事、 女子共ニ取次

間敷事、若左様成儀見付候て、訴人候ハ、、 紙漉之子共、破紙又ハはしたかみ候共壱枚ニュも男女之取遣リ仕 如 上女房と言名有ものと猥ニ仕候『ハ、其身一代ハ女房次第可致候 件 物毎三度迄訴人候ハ、少も異儀無之候、其 拾年之年之内七年

三九郎 五郎七 十蔵〇 三郎●

寛文拾年 戌七月晦日

松若● せき〇

三蔵〇

なつ〇 まつ〇

つし〇 こセう〇 たけ〇 庄右衛門 セう〇 (花押

まん〇

請状之事

(追記)

代二罷成可申事二、 たしなみ可申候、其上ニもみたらニ仕候ハ、、 右之通ハ、左太夫殿被成置候を承候ニ付、 為其請状如件 我等へも右之通を 男女共永代譜

延宝五年

巳閏十二月十四日

八蔵

三平

しま 小せう ちよ

原文ではいずれも横 一列に署名

紙屋未進につき請状 寛文一〇年(一六七〇

41

請状仕一札之事

進出来仕候二付、 紙屋初り当年霜月以前迄、 ろかニハ不被致候へ共、我々気のままニ内証仕候ニ付、 紙猥二仕間敷吟味被仕候事、 大分御未 左太夫お

戌 申 ·様二御吟味被為成候処二、 ノ霜月指入ゟ同廿六日迄、 我々弥々猥二罷成、 西風市左衛門様度々紙屋之未進へり 酒売・肴売・木

事をは 候ニ付、 事と心得申し候中ニも、 たくミと見へ申し候、 之未進度々御吟味被成候を、 へり申候様二可仕者之儀二御座候ニ、人ニすくれ大分之未進御座 、時分此書物を以和歌山 1後ハ竿紙拾束壱貫三百めニ究、 大工を長々遣、 聞 此者二人和歌山へ指越可申と左太夫書付渡シ被申候 申 間 **慰候共、** 衣類之用意仕 市左衛門 其内七十郎壱人、 庄吉・喜十郎ハ人ニもいけん仕、 へ罷越、 様 円承引無之候 山保田 紙屋中之御未進申わけ可仕候、 右之内壱東ニョも不足仕候 二付、 御公儀様之飯米元銀 左太夫被 長 々御 ハ御未進済シ申間敷 催 申候 促之内、 御未進 我 ハハ、 一、大、大、 大 Þ

文十年 戌ノ十二月廿四 Н

紙め弐拾七匁二仕候ニ付

灰紙ハ外ニ有、

九十郎 (EI)

十郎

43

喜十郎

庄 **(1)**

寛文一一年(一六七一) (後欠)

42

公儀

御用につき請書

之儀 汰仕候ハ、 御 法仕候、 度 座候、 々無沙汰仕、 御断被仰 今度御普請人足御触被成候処二、 上申一 日くくと相延候ニ付、 如何樣共被仰上可被下候、 札之事 公事之手立取持仕、 上 候儀御延 し可被下候、 御普請役をも不仕候 其上徒成儀宮川 御うらみ申間敷候、 重而御公儀御用之儀無沙 村
ら
数
多
無
調 共、 今度 為其 人無

左 衛門 郎 印 与 作 (FI) 半 蔵 (印) 如件、

印 三四郎 (FI) 左衛門 五郎

十郎 (II) 長 作 (FI) 才五郎

権

吉

(EI)

五.

左右衛門印

郎郎

亥ノ三月十六日 吉 蔵 蔵 (F) **(11)** 三郎 五. (EII) (FI) 衛門三 小 十郎

才

郎

(FI)

寛文十一年

三田村左太夫殿

勘兵衛

甚左衛門〇

吉右 庄 蔵 衛 \bigcirc 久左衛門

門 **印** 蔵 左 松

郎

兀

郎

(FI)

長左衛門印

理兵衛 甚四郎 (F) 喜左衛門印 蔵 (FI)

蔵 (II) 弥 郎

(F)

与三郎 三太郎 \bigcirc

(原文では、*以下は二段書き)

家産相続につき書き置き 寛文一一年(一六七一)

蔵長ひつ帳箱たんす反古箱、 成候二付、 け たて仕、 一門有增寄合相談致相究申 先年より人之形見二被下候古筆なと取失、 男女之子共多候二付、 猥二錠かきあ 僉議も不罷

吉利支丹八歳以後男女之人数、 之文証、 せ申様ニ連判致申候 **ゟ被仰出請払留書、** 数通之御證文、 古反古二至迄、 御検地帳、 其品申上請払之留書、 七九郎一人ニあけたてさ 御代官様 郡 御奉行 田地

見苦無之衣類夏冬着可被申候 も手すから働ニーハ成間敷候、 家うすひろく、 人多候二 付、 左伝母ニ相 奥口行廻り・ 談 納戸 口広敷ニ座して、 少之事 を

心中静成女壱人手もと二つかわせ、 之指引をさせ可 被申と申渡し、 其通り左伝母ニ徳道致、 両方蔵之あけたて、 合点究申 朝夕飯米

右之通り 様ニ相見へ申候間、 等あすの事をも不存候、 ハ、郡御奉行様・ 我等仕置何様之儀悪敷候と申聞せ、 、相談書付迄致候へ 御 七九郎立のき可申と申候間 代官様御尋可被成候間、上々へ聞へ不申候内 相果ての後、 共 子共多 候二 家を取みたし 悪敷所ハ 付、 左伝家之仕置悪敷 直し 留め申候、 申 可申候、 事 成 間 敷候 左候

市申 被下、 留、 米六百五拾三石出 候、 **久野原村** 御奉行様為 、外新田畑返り大分出来仕、 Ļ 御意三ケ所新田場拝領仕 新溝五筋堀立、 我等ニも百弐拾石御合力米 方々ニ『五百石余之日焼を 苦労を致候間、 元之屋敷を立 只

田ハ拾町余 新田古田共

今器用ニョハ家を猥ニハ成間敷候、

山 茶畑楮畑 田切畑地 五町余 拾町

薪山 弐拾町

軒数弐拾軒

紙屋為

御意

治許軒

但、 是 ハ家入用諸道具銀子、 少も無相違上 納仕

可 只今仕置仕直し可申候、 形見二遣り申候、 郎・お作三人ニ田弐反宛、 右田地之内矢之助・ 中候、 門仲間出入候 簡次第二仕可被申候、 無相違相渡申候間、 左様ニも無之候ハ、前書之通りニ可被致候、 ハ、御代官様・郡御奉行様 其外佐左衛門ニ相 七九郎、 誰成共仕置相望可被申候ハ、急度相渡し 如件、 以上六人の子共茶畑反畝右之通り我等 我等相果ての後少之申分も有之候ハ、、 左市右衛門、 譲り、 田三反宛、 へ右之書付指上ケ被申、 今の左伝ニ我等懸而相 おさぶ 何時ニ゠も 九

亥ノ九月 矢之助殿

寛文十

左太夫印

七九郎方ひか

談ニ『定申覚

44

家産相続につき約定

寛文一一年(一六七一)

佐左衛門跡七九郎御用を達申内、 吉利支丹御改之男女之人数八歳

以

後之御帳

御 · 壁書数通之御書付、 御検 地帳

郡之請払何ニニも数多御 座

左伝ニ家一跡相渡シ申迄数通御証文

申間 帰事不罷成、い候て叶ヌ書物、母ニ相渡シ何様ニも仕、次第二 田地之御証文并文証、 可致候、 たて可仕候、 母不申二及、 「姓ゟ申来ル其品古反古ニ至迄左伝代迄ハ七九郎一人として指引 .款 道具之蓋あけ申間敷候、 候、 若七九郎他行ニ『候内ハ、其入用・道具かき、 女之子ハ勝手ニ居申ものニ定り申候、 理福院・矢之助・三之丞・左衛門太郎相談ニ『あけ 其外之儀ハ紙文子成共、縦佐左衛門自分之子男女共 山林竹木迄数通之証文ハ不及申、 次第二可致候、 無断して男之子共勝手二入用を達し 何之物ニョも取ニ遣候時ハ、 若又御用ニ付長逗留ニ゠ 左伝・同 御 状 左伝 留書

ニ而も相背申間敷候、 右之相談違背仕候ハ、、 仍而如 郡御奉行様 件 御代官様 御

断

可

申

候、

少

寛文十一年 亥ノ九月 小松伝十郎 笠松左太夫 同名左市右衛門 笠松矢之助

庄司庄太夫 同名左部

田中三之丞 同名九郎

左衛門太郎 森 作十郎

浄光寺 前嶋半左衛門

庄司甚兵衛

原 文は横 列書き

其 七九郎・ 此 品ハ 通 本書ニ御座候へ共、 矢之助両人之者ニ、 門有増相談仕、 佐左衛門跡左伝代之儀ハ佐左衛門存所之内、 代々左伝相守申様ニと血判させ置申候

(端45 裏書) 宏 家産相続につき誓約状 寛文一一 年 (一六七一)

二郎右衛門

事遅々不仕様ニ侘言致し、村中ニ苦労ニ付、家屋敷田地三人共村中へ相渡、 可被下候 御役等を勤被下候処ニ、我等たわけ故無例儀を申上候、 之上・脇之瀬・上・むろや、 わ 可 我等大上と申家、 ん・ぬしや・ 申と申事ハ、 芝・大上・西の岡・東田・三田之峯・堂之向 万々御免被成可被下候、 田 地屋敷古 村中二苦労を被遊、 右拾四軒 6 跡ニ候間、 跡之屋敷へ人を付、 ハ御年貢御未進大分御座候 其上岡 年月過候 屋敷/〜二人を付、 谷 ・あんの前 ハハ 御免被成 役等諸 取 · 井 返 古 L

我等物毎ニたわけを申事、 13 よく 少も相背申間敷候 ・慮外千万ニ御座候間、 間、向後ハ如何様共御異見被成可被下組頭をも被成候村之年寄を下手ニ申事

我等親大分之御未進、 親子兄弟男女子共二至迄、 向後ハ奉頼候間、 なげかけ、其身へもうちかかり、 御未進之分ハ我等兄弟親引負、左太夫・佐左衛門方へ未進銀 吉両人之者御年貢御未進年々勘定致し相済シ可申候、]之者無相違御隙可被下候、 ・山林迄村へ渡し、 以後迄悪敷所ハ御異見被成可被下候、 村之苦労ニ被成被下候上、 其上我等兄惣領平吉大分之御未進仕 御隙をもらい申時ハ、 為其 身をすごし申候、 札如件、 次郎右衛門・平 たわけを申候、 跡之田地・屋 左候 其上我々 候故、

寛文十一

次郎 右 衛 門

亥ノ十二月三日

半三 松若

七九郎殿 左太夫殿

なつ 吉松

> 46 奉公人株につき請状

寛文一二年(一六七二)

狀仕 二札之事

処を、清水市右衛門殿・紙屋七十郎殿を請ニ立、 欠落仕、 Ŧī. 之女房小千代と申者を我等盗出し、 只奉公御請申、 郎 他国ニ居申、 せきと申女ニはらませ、 御奉公仕候処二、 郡御奉行様へ被仰上、 安之前と申家、 其女手廻りニも置 其家あき申候 急度御吟味ニ相申候りこも置不申、五郎七 年切之外二弐年 理右衛門と申者

被成間敷候へ共、七十郎殿今一度御免被成候ハ、、重高ハ少之科、右之様子被仰上候ハ、、急度被為仰付候ハ、、五郎七をは御免 三九郎帰候ハ、右之通りニ渡可申候、 を替り二入申、 其上主めいニ甚之慮外成共、 御奉公仕セ、 又ハ動ニ裏表仕候ハ、、 三九郎帰候迄三九郎跡を無相 為其請状 証札如件、 兄之三九郎 達調

寛文十二年

は

`

五郎七

三九郎

左太夫殿

矢之助殿

家産につき遺言状

寛文一二年 (一六七二)

47

家督・

右衛門、 名取弥次左衛門様・ 安井甚右衛門・中井九郎左衛門 保田三助殿ニ奉公致候行衛之者書上候様ニと被仰付候ニ付 右之旨趣書上申候 鈴木権左衛門様 戸上半助 寺嶋六郎右 宮本惣八郎 衛門様 保田半 被 仰付

我等ニハ庄司茂右衛門知せ、 致申候、 御前を立申候へと被申候 右之衆被申候ハ、左太夫ハ三助殿之時分ハ腹ニも居申間 つれニュ 参、 広 御殿ニ『右之衆と対決

我等申上 城 へ火を懸ケ焼落シ申所へ、 一候ハ、 右之者共三助殿之河内之御知行二被成 我等祖父切込女中方之分負出 御 座 候 跡

落シ、 父弟田中彦八郎討れ申、 度責懸り申候を、 石垣 御目ニ懸ケ候へと申、 甚左衛門 只今足片足二而居申候間、 殿 知行日物川谷窪 九郎左衛門先として小百姓一 右三度ハ射落、 安井甚右衛門弟同甚左衛門ひさの 其上甚左衛門 所 へ負届 甚左衛門を御両御三人様へ荷出 四 度め之駒込之取合ニ、 我等祖父兵粮を続 ハ雑賀家永所へ隠れ罷過 騎を催、 我等所 ケ申 口を射 我等祖 候 兀 加

立させ申候、
立させ申候、
め、久ノ原村ニ『拾弐軒之たえ屋敷子孫之者呼返し、元之屋敷をめ、久ノ原村ニ『拾弐軒之たえ屋敷子孫之者呼返し、元之屋敷を留達と心懸、米六百五拾三石出し新溝三筋堀、五百石余之日焼を留我等ニハ其時ゟ御普請役百石高御引被取候ニ付、相当之御用可相

候得ハ右之者之書付を御返し被遊候

居申候、

九郎左衛門ハ日高之山へ隠れ、

命計をつき兼申候と申上

嶋・小峠・小原三ケ所新田場拝領仕、御証文頂戴仕候、一新田畑返り大分御座候ニ付、我等ニも百弐拾石合力米被下、其上

五反、 其方ニハ念を入書置可申事も無之候、 通り相守可被申候 左伝作之次而二而作せ遣し可申候間、 薪山五町、 田地之儀 小峠家屋敷諸道具ゆつり置申し候、 ハ小峠新田 之内ニ『五反、 田畑とても少ならて 左伝方へ相渡シ、 茶畑三反、 作仕付之儀 物屋弐町 書付之 *)* \ 譲 n

心を付候事第一ニ候、はる儀ハ其方如在ニ不仕候筈之者ニ候間、随分そまつニ無之様ニ

て、佐左衛門頼置候通り、仲間悪敷無之様ニ可被致候、左伝成人致御用相達シ候迄ハ、七九郎と両人之者、左伝家をそた

譲り申田畑手作ニ致、いか様共心次第ニ可被仕候、為其書置如件、一若、作之次『二作せくれ不申書置少成共違背候ハ、、右我等形見

寛文十二年五

±₊九月二日

同名矢之助殿 笠松左太夫

(FI)

家督相続につき遺言 寛文一三年(一六七三

48

先日

ら相談

申通

と

五百目余之取遣りの様ニ佐左衛門申候、はる銀子佐左衛門取遣り預り之時分、文右衛門彼是引合候へハ、

も壱分三ツの通りを、何ニョもそれ程あて置(以下欠、ママ)、矢之助ニ壱分壱ツ作左衛門くれ候、壱分弐ツ佐左衛門遣り候、是

手作致候時、米六俵矢之助ニ遣り申候、利喰候ハ、壱斗ニも成可申候間、米壱俵くれ候へと申ニ付、森を矢之助長屋の下ニョ少の田を致、米弐升ツ、有之候つるか、最早

等然と不存候 遠井のたけ、 弐升三升之儀ハ、 其方ニ派米をかり、 御伊勢講ニ当り申 はるか遠井のたけニハ遣り申 講を致させ、 候、 それハ其方の 何ニ而も一円 日記二可有候、 候つるか、 無之候と申ニ 是ハ 我 付 又

候、 其外之儀ハ、 め二致可申と不存候、 候内ニ、 銭米はる一門中小峠家之内ニ、 於仕候二者、 方々ニ渡置候銀子、 何ニーも少も欲ニ致置 其方へ申事ハ我等に隠々申様ニ相見 佐左衛門・ 少ニ言も佐左衛門代ゟ隠置、 又ハ家之外、 左伝、 不申 候、 七九郎ニ隠シ申欲め 少成 我等楮元銀取遣り仕 次共欲ニ へ申 致、 後の欲 不仕 金 銀

ケ被申間敷、其者我等方へ参間敷候、一我等近き親類ニ゠も、其方へ悪敷候ニ、胸中を改、御了簡ニハ上

其方の近き親類ニ゠も、

我等ニ悪敷候共、

致他

人ニ批

判

仕

セ

候

事

j

如何と存、

其方ニ参事我等存ル通りニ可

被

候

哉

少も相違不仕候、一、親の借銀弐拾四石八斗六升本利共相済シ、一我等十六二層親ニ離れ、親の借銀弐拾四石八斗六升本利共相済シ、

親二離れ候時、 せ 間 て我等生 田畑弐拾町 |之堀立ニ候、 一世之内 田地とてハもみ五升まきならてハ 余、 今ハ家数四拾三軒仕置候へハ、 ハ上々ニも 山 林三拾町、 御存知無之様二致度候 御証文或 文証然と調 百廿七人有之候 無之候、 置 家弐間 申候

敷と今迄心懸ケ、被仰下候事を朝暮相望、被仰下候事ハ違背不仕我等十一の年ゟ不叶苦労、親の奉公勤御公儀様へ後昏キ事を仕間

至極ニ存候、佐左衛門致たる時分之通りニ仕度候、一左様ニ仕来り候家を、爰やかしこニ取別り、家猥りニ成申事無念

奉り候

汰身内ゟ多候、一左太夫年寄、今一年か半年計、後ハよしあしニ致者有間敷と取沙

如此ニ御座候、以上、後の世を渡し申候由、我等も苦労致候、跡左伝ニ継せ申度候ニ付、)唐の祐外記ハ、子ニ後の世を知せ申度と被存、乍我毒を給、子を

寛文十三年癸丑三月

笠松左太夫

「右書一字成共其方心ニ懸り気ニ入不申候ハ、、早々返し可被 (^{追記)}

同

名七九郎殿まいる

ひか

·候、不苦仲ニ候

申

相続につき書置 寛文一三年(一六七三)

49

書置之覚

一去年子ノ年左伝家一跡書置、

我等相果ての後、 領仕披明候、 被遊被下候、 村井久太夫様・鈴村市左衛門 (以下欠、 田地ニ割符書置、 其次『二孫子共・矢之助共、我等一代之内新田場拝 弔 位牌・ 茶湯銭とて何ニても残シ置 様、 御目ニ懸置、 御両所様江御 悉ク御存知ニ御座候、 目ニ懸ケ御証 不申候間 拠判

銭ニ渡シ置申候、小原西ノ端山末ニ田壱ケ所起シかけ置申候、是を弔・位牌・茶湯

生善門様・大城くつれ無縁之者堂立置候間、其茶湯仏具ニ手廻し渕迄、此薮我等形見ニお作童子ニ譲り申候、此内ニて三助様・長お作童子、弔銭ニハ嶋の川はた藪之分、三田の首渡り瀬ゟ井戸の

可被申候、此田地も矢之助ニ渡シ申候、

惣書置ハ郡御奉行様御了簡被為成被下候、書置諸事有之候、為其

寛文十三年

発三月廿

H

置

如

同名矢之助殿

笠松左太夫

印

旧里切り起請文(前欠) 寛文一三年(一六七三)

(前欠)

50

はや忌、 敷候、 申候へハ家たえ申候と、多クの文を書越候を我等持申候、 己ハ七九郎我等所へ立退申候時、 買申事ハ不成哉と申ニ付、 今夜引取申候と申、 たわけをつくし申候、 我等をけ立帰り候 我等ハ 己か様成者の所ニ七九郎 七九郎をもとしくれ候へ、 其儀も不存候と申候へハ、 置申 それを 戻不 祖父 間

七九郎申候ハ祖父の田地ニ居申上ハ、 与兵衛儀ハ、 桶 可申様も無之候へ共、与兵衛・作十郎兄弟の者ニハ、い 与兵衛手廻し致、値段を上ケ買申ニ付、 させ申膳半二、与兵衛片ひさ立、是ハ何と仕たる儀ニ候や、 と御意被成候ニ付、佐左衛門子共作十郎、 右之前書七九郎・ 銀飯米御借シ被下、 不可然と申候、 不参候と申立破り申候、 豆 ニ可申様ハ無御座候、 ハ梵天・帝釈 敷、 酌子迄仕渡し申ものニ候へハ、 一両所権現 きうりを切申候と申ニ付、我等吊ニハ何ゟ満足致候、 御両所様御意被成候ハ、七九郎ニ近日祝言させ 其上我等ニハ小峠紙屋御立被成、 ・三嶋大明神・八幡大菩薩・ 矢之助両人之者少も違背無之様ニ、 四大天王・惣日本国中六十餘州大小神祇・殊伊 元銀ニ『ハ村々の楮を買置候へハ、 其儀我等病ニ罷成相果候へ共 其上与兵衛我等の田地勝負のわけ様大小 扨々無念ニ存候へ共、 作十郎・与兵衛と行来を致 小峠紙漉御未進を指上ケ 女房共与兵衛呼越祝言 天満大自在天神、 紙漉の者共二元 (以下欠、 於違背仕者 買置之楮 なまき・ たれ様 ママ) 合点 候

卯ノ十

月

笠松矢之助

寛文十三年

笠松矢之助正 次 <u>́</u> 判

癸五五月廿 九 Н

笠松左太夫正永 (血判)

同名七九郎

御請状之事

51

紙漉未進銀につき請

状

延宝三年

(一六七五

銀九貫壱匁五分六り 銀 札 七貫三百拾匁

七九郎未進

弥之助未進

田 銀相済申迄、二人之もの所持仕候小原 右 人として毎年急度上納可仕候、 ハ紙漉申二付、御金借用仕候処二、 作相米五拾石宛毎年上納可 為後日仍而如件 ,仕候、 御未進二罷成申候、 若少ニョも不足仕候ハ、、 小峠・ 嶋三ケ所ニ御座候新 此御未進 請

延宝三年 月

七九郎 大蔵村請人

三之丞

甚之丞

夏目伊左衛門様

「右表書之通御代官寺島孫右衛門様御役替被成、^{以下裏書)} 伊左衛門様被仰付候二付、 御未進御請状差上ケ申候ニ付、 御跡役二夏目 、表書

之通御未進銀九貫目余貴様名前致判形させ申候、

此九貫目余之

左太夫殿 御未進銀□ 佐左衞門殿代合も送り御座候、 一右之御未進銀 一かけ申儀ニ派 ハ我等一代ニ出来仕候にて ハ無御 座 候、 為其我: 其上楮ハ各村作かつ ハ無御座候

ゟも銀壱貫四、 Ŧī. 百目 卸座候 寄 ハ帳 面□ 御座候 以上、

未進請相銀

三貫目御座候、

小峠紙漉候内、

忠三郎・孫八弐人

同七九郎

延宝三年

52 紙漉につき請状 延宝五年 (一六七七)

御請状之事

差上ケ可申候、 御 金米御拝借仕、 帖ニて言も不足仕候ハ、組中ゟ急度指上 紙すき申候、 楮御渡し被下候、 出来紙十日切 ケ 可 申

勿論一 申候、 其 者貴殿へ時々ニよせ御しらせ可申候、 紙壱帖ニで代物ニ出シ申間敷候、只今迄ハ大分之御未進も御座候 へハ、何とそ情を以十日切之請相之内ニて、 一札差上ケ申候、 其上商人之儀ハ御相談ニていれ可申候、 夜ノ夜かし申間敷候、 以上、 酒なと買申儀堅ク停止可 右之通少相違無御座候、 少ニてもすき出し可 又紙出シ申時ハ其 7仕候、 其上

延宝五年

巳十二月十六日

此組

庄吉

伝兵衛

伝三郎

印 印 (EII) (F) Ħ (II) (EI)

同

吉兵衛

九左衛門

同

喜五 後衛 家門七

小 矢之助

郎

長五郎

同

加兵衛

九十郎 藤蔵

同 同 同

即即即

権十郎 ÉП

近世史料

上左衛門 七左衛門

28

53 田地売り渡し証 文 延宝六年 (一六七八)

永代売渡田地之事

田高壱石八斗壱升弐合 所 */*1 風呂横 道
る
下 Ш 共

内弐斗弐升茶紙木高

.四方境目

北ハ横道ゟ下弐通之長田ゟ下限り南ハ類地限り西ハ立道限り東ハ風呂横道山朝地限

右者、 公儀様 我等年 へ上納仕、 . 々 御 右之田地永代売渡申所実正明白也、 : 未進銀七百八拾八匁其方出シ被申 慥二請取、 我等子々孫 御

至迄違乱妨申間敷候、 為後日証文仍而如件

延宝六年午八月晦 H

> 三田村売主 **)**左衛門 印

之 郎 助 助 (EII)

七 + 郎

同 右左衛門

同 左衛門太郎 (F)

三右衛門

市右衛門

吉兵衛殿

笠松七九郎印

54 \mathbb{H} 畑 Щ 林出 入りに つき取為替証 文 延宝六年 (一六七八)

其方甥 書物有之二付出入二仕候処二、 両所様御裏書下シ被為置、 御了簡被遊御済被下、 一候間、 熊之助と、 重而諸 跡之儀二付出入被申間敷候処、 田 畑 双方一紙ニ済一札我ニ当テ所ニ仕、 Ш 林 私共預り申候ニ付、 跡之儀 御両所様 付、 へ拙者共御断申上候処ニ、 親左太夫

会譲り申 為後日我々此之通 其双方へ 如此相 其上御 候

認め遣し申候間、

出入発出候

ハ、其断可被申候、

以上、

御裏判手形七九郎方二 預 ル

延宝六年午九月十二日

笠松七九 郎

清水村市右衛門 (F)

矢之助殿

盗み咎につき請状 延宝九年(一六八一)

55

御請仕一札之事

私 はせかれ権兵衛・八蔵盗仕申ニ付

儀二候間、 可奉存候、 御 如何様共急度可被仰付候、 公儀様立被仰上候儀、 少宛相当二弁可申候、 盗之品皆々急度弁可申筈ニ候へ共、 唯今之儀ハ村之衆御音密被下 重而ハ少之盗仕候儀御座候ハ、、 私大分御未進負之 候 ハハハ 難 有

下候、 右ハ盗仕ル、 合仕申間敷と、夫とても御侘言仕、 科ニ村之立合并ニ 親類たり共、 品次第二立合之儀御免し可被 村中 御 意無之内ハ立

候、 御公儀様御用之儀 為後日請合一札如此二御座候、 ハ何ニても欠し申間敷 以上、 候 間 家二御 置 可 被下

延宝九年酉ノ八月

三田村中参

三田 太左衛門 (EII)

同 八 権 兵 衛 蔵 (F) (EII)

死牛捨て置きにつき願 書 貞享三年 (一六八六)

乍恐口上

56

清 佐左衛門申請、 水村領之内小峠与申 則庄屋・肝煎証文仕くれ、 所、 三拾年以前巳之年、 私共祖父佐太夫親

郡御奉行様へ相達候 共所持仕申候 処、 御証文被為下、 新田 畑ニ仕、 只今ニ至私

六年以前申之年ニ、 佐左衛門世忰左平太右新畑之内ニ家作り罷居

存 今度余成仕形ニて御座候間、 まいニ。可有御座候得共、 蔵牛死ニ申ニ付、 右衛門殿 きわへ捨置申候ニ付迷惑仕、 申候所ニ、 ら何ニとも申分有之間敷与被申越、 今月二日之夜、 両度申遣し候へバ、 先年之牛さんまいニて候故、捨置・造し候へバ、市右衛門殿被申越候 三拾年以来持参仕たる儀無御座候処ニ、 清水村より死牛持参仕、 三田村庄屋 乍恐被為仰付被為下候 迷惑ニ奉存候、 弥之助方ゟ清・ 捨置申候間 尤先年牛さん 左 ハ、有難可奉 平太屋 水村 清 张村久 庄屋 其方 敷 市

寅ノ二月十八日

岡

山勘七様 永伝之丞様

左平太

(A)

富右衛門

57 七 九郎 分別につき覚書 (下書) 年不詳

七九郎其方ハ我等只今相果申時、 八人共、 々分別被致 可給 候、 我等取置弔致候事 ハ、 尤過分ニ

其方のちなミニ候 其方の手ニ懸り申事 ハー 日三日七日之間 計二而、 我等

下欠、ママ) それ過候へ 蘭 の親 二 相 添不申候 ハて不叶 儀 御 座 候 間 以

間、 今其文持居 郎を返し候へ、 たわけ者ニ成候事不便 蘭 ハ我等子ニ候 与兵工儀 今夜七九郎を引取申候、 申候、 返し呉候ねハ家絶申候と多の文を我等方 共、 (以下欠、 それをはや忘れ、 候、 去年歳越の夜参、 ママ) 其跡見可申と申、 七九郎立退、 たわけ者ニ成候事 左太夫其 我等処ニ 我等をけたて立申 一居申 方 *)* \ 浅間 八へ越、 正 時 根 脱候 七九 \$2 け 尔

御 両所様之御意被成候 七九郎ニ祝言させ候 へと御意被成候

> 付、 仰 左太夫仕様合点ニ゠無之候と与兵衛申候へ共、 付候へハ、 佐左衛門子共ニ蘭の者共呼越祝言致 不及是非 信申 候、 膳半与兵衛片ひさ立 左伝家のたへニ被

小峠紙漉を被仰付、 様も無之候へハ、 等銀子を渡し、買置候へハ、 水脇紙漉をかたらい、 我等相果ての後、 保田の楮銀子御借シ被成、 大分の船を立、 買置之楮直段を上 心中難留候 漉申ニ付、 ケ、 御買 小峠紙漉 (以下欠、 与兵衛兄弟清 、せ被下候、 ママ) ハ可致 我

58 田 畑普請等につき覚書 年不詳

「 ひかへ」 (端裏書)

理右衛門女房埒明不申候二 致させ可申 付、 今明 日之内ニ 理右衛門ニハせいし

伝九郎 御在知之通いく度も屋敷ニ不罷成と申候へハ、 相立被申 しるし両方ニ可有御座候、 我等も立合可申候へ共、子供ためニハお 儀、 先日 披 (露之通替儀無之候 其上村中ニも頼母子をむすひ、 ハ、、 ば・ 相 いとこ親類ニ候へ者、 談二而可 度々の合力致、 被 申 屋敷を 付 其

御公儀

台家並七工役

之庄屋給をも半分も

不仕候へ 罷成候ほとの儀ニ候へハ、 ·様二仕置候 其儀も其ま、かんにんいたし、 共、 屋敷ニも不 家つ、

新溝なと申上御ほり候へ共、 返りも三畝四畝程之ものハ、 ハ平等ニ出し、 御普請なとハ毎日夜ゟ夜迄、達者を致仕候処、 右道具入用· 田地多ク無之、 扶持方·日用銀子入用 日やけ所も無之、 以 畑

大分之日やけハ留、 を見合、 **ゟハ畑少く候得ハ、** 村之者も堪忍致候上ニ、 御普請之儀もそこく〜ニ候へ共、 畑返りハ人之五そうはいも有之候得共、 度ならす弐度ならす、 我等之つら わき!

お組頭ニつれさせ和歌山へは一并孫作手前二異儀候ハ、、いも我等之悪敷所御座候ハ、、いる我等之悪敷所御座候ハ、、 (T) 家たゑ被申様成おごり仕 へ越可被申候 七九郎和歌 御直 候 ハ 、 し可之有 出 山ニ居申 以上、 合 候、 可 申 請 L 儀 候 状 仕 間 可 間 申 敷 明 候 候 \exists 其 両 方 上

月

左太夫

迫

村

中

小 の 由

59 乍恐奉願 峠 紙漉につき願書 \Box 上覚 下書 後 欠 宝暦六年 七五六)

一小 ,峠与申所、 百年余以 前

南

軒取立、 紙・ 通り 貫六百八拾め指上ケ申 扶持方三石六斗二定、 らき立、 こさせ、 湯子川三番役人之判形一札を取、 笠松左太夫御請申上、清水村領小峠与申場所を見立、 龍院様御意被為遊 杉原 ·被仰聞候、 遠藤兵右衛門殿被為仰 船八拾四 紙屋分屋敷壱町壱反并新畑五反拾八歩、 御 ほと村・ 公儀様へ指上ケ御仕入二被為遊、 四艘取立、 外組大庄屋衆紙漉場所無御座由申上候、 深野半紙 雇参、 国中ニグ 紙 船壱艘二御運上銀弐拾 付、 紙船弐拾弐艘之新紙屋、 紙 保田紙漉はじめ、 御国中大庄 四方境目之内かかへ之者ニ打を® 漉 無之、 場 屋衆被召寄 所 壱人ニ給銀三百 /を見立 御鼻紙・ 其外御証文付ひ 在方共漉ならわ めツ、、 寺原 一紙漉 軒数弐拾弐 大小奉書 私大祖父 . 西 銀高壱 御意之 被 申 原・ 目 様

衛与申 遠井村藤蔵本銀がやし二八年以前証文仕、 紙屋分之内張山 者死 方境目引渡シ申候内、 人を 尾限、 け 申 候、 私所持之分、 其時分境目之通 張山尾限私所持之内へ寺原村伊兵 屋敷其 ŋ 寺原庄屋増右衛門判形 外新畑 申 聞 セ 候 御 証 文畑 小峠 不残

> あ 申所 らし申候 寺原之さん まい 、之由 被 中、 又候哉只今く わ • か まに 7 作

死牛持参すてをき申候故、七拾年以前寅年、私親左 寺原之義、 門方へ参、 シ不申候様ニ被申付被下候与願申候へハ、 為仰付候れいも御座 其上内けを入打出シ之分、寺原三まいに被致候え与被申候 へ親佐右衛門願書指上ケ申候へハ、 ·伊兵衛同 や増右衛門へ参、 此一札ニョハ埒明不申、 後日ニ者寺原之三まいに相成り申事也、難儀ニ奉存候故、4、 大村人数をゝくさわかしき時節ニ御雇候銀主之義逼・ () 株二族甲、はか所段々ニ入込、畑作難成〇 紙屋分之一札をうつし参、 前二候間、 私親左衛門時分、 伊兵衛仕方申分之通り申参、 候 書付上 父佐左 其時分御 小峠之義者城屋敷ゟ見通シ私屋敷限 申様ニと被申候故、 衛門 郡岡山勘七様 其死牛早速取のけ 義、 寺原久蔵与申者張、 庄屋増右衛門へミせ申候 小峠与 増右 申 衛門被申候 伊兵衛後日二致 新村新紙 ·留永伝之丞様 三田 や申様ニ与被 村佐左衛 境 目 屋を取 三而 村

遊、 立 大祖父笠松佐太夫·同祖 御 成 . 慈悲を以被為仰付被下候^{*}難有奉存候、 り申候事、 無利之御銀御借シ被為遊 山保田不申及下組迄紙漉大分出来付、 御ためを仕、 上ケ候場所、 候、 笠松佐太夫取置申 御公儀様に今御捨置不為 則 御国之御にきわいニ相 (以下欠、 マ 札之通 ŋ

60 峠 紙 漉に に着き願 書 宝暦六年 (一七五六)

, 峠 与 申 所 百 以 前

南

龍院様 襾 父笠松左太夫御請申上 意之通り被仰聞候、 申 原 ・様ニ与遠藤兵右衛門殿へ被為仰 湯子川三番之役人之判形 御意被為遊 外組大庄屋衆紙 候者、 ケ、 玉 清水村領 中ニ 一札を取り 付、 紙 漉 漉場所無御 小峠与申場所 御国中· 無之 由 兀 大庄 方境目之内抱之者ニ 場 座 屋 由 所 を見立、 衆被召 を 申上候、 立 寄 寺原 大祖 漉 御

取 立 打をこさせ、 上 紙船壱艘 杉 付 目 原 一ケ申候 1扶方三石六斗ニ定 開 立 ほ と 村 吉 公儀 御 野 運上 • 郡 紙 様 深野半紙 屋 并 指 銀弐拾目ツ、 高野 分屋 上 雇参、 敷壱 ケ御 領 ゟ紙 • 保田紙漉ならわ 町 仕 入二被 紙 壱 漉 毎年指上ケ申 船弐拾弐艘之新紙屋 反 師 丘 為遊、 六 新 人雇寄 畑 Ŧī. んせ、 御 反 候、 鼻 セ 拾 紙船 紙・ 八 歩、 銀八拾目ツ、 壱 八拾四 人ニ 大小奉書紙 軒数弐拾 其 給 外 四艘取立、 御 銀 弐 軒 三百 証 指 文

申、 判形 小峠紙屋分之内、出 聞セ候へハ、 伊兵衛与申者死人を持参、 心被致、 又候哉、 遠井村藤蔵 四方境目引残シ申候内、張・」 藤蔵へ本銀返シニ八年以前 く_餓 伊兵衛申候者、 張 かまにて作をあらし申候、 Ш 尾限私 r V け申候、 小峠与申 所 持之分、 張山尾限 所、 其時 証文仕、 屋敷 牛 分境 私 其 人さんまい之中児目返り伊兵衛へ 寺原庄! 所持之内 外 新 畑 屋 御 増右 証文付 之由被 寺原 へ申 衛 門 不

只

をゝく 寺原領尾限南ニ前方台之はか所御座候、 セ 申はか所も御座候 御座 候、 私所持之内 へ 茂、 のががれな 候者共、 其外寺 原 断 領 を立、 同 所 山 けさ ば L

留水伝之丞は由、外二大水 中 衛門 存候、 伊 見 n 牛・人持参不申候、 寺原之義百年余二茂成り 入込畑作難成 元かけ、 兵衛 其死牛 者出 外二大水之時捨 申候 大祖父笠松佐太夫同祖父佐左衛門そん生之時 後 張、 村 早速 \mathbb{H} 原庄屋 中族之仕方殊二大村 ヘハ、 様 二 境目之内 ŋ 取 致 0) 親 シ 増右 Ú 後日二者寺 市 佐 不 七拾年以 申 右 所 右 申 無之由 へ死牛持参捨置 衛門 様 衛 衛 候 申候 門被 門 様 被 願 二 まい 原三まいと相成り申 日中参候 前寅年私親佐右衛門時 ヘハ、 為 申 書 御 人数 仰付候れ 傧 ŋ 申 市 ハ 付 右 外 故、 を、く御 衛門 申 被 伊兵衛仕 = 小峠与申 候、 下 いも御 其時 争、人 書状 其時 分御 座. 以共指上 所 方申分之通り申参、 候 座 捨 申 牛 -事迷惑難義 節寺原 候 郡 所 候 ハ、 分、 分、 圌 御 ケ、 此 人三ま 山 座 水庄屋市· 度時 段 寺原久蔵 [勘七様 可 願之通 拾 々 有 増右 い之 年余 節 右 奉

> 申 \equiv シ之分、三まいに被 -候へ 田 村佐左 申 候 者 衛門 此 村 札二而 中 方へ 伊 兵 参、 致 衛 候へ与被申 埒明 同 紙 然二候間、 屋 不申、 生分之一 小 札写参、 , 峠之義 書 付上 ケ ハ内けんを入、 庄 申 P ·様ニ_与 増右衛門 被 申 候 打 見 故 セ

紙屋楮だきしば山二紙: 佐太夫方へ入置、御公儀様へ不残判形被致入置申候証文、 壱帳ニー御 ハ今ニ
而 「柄之義難義ニ奉存候、 ,峠之義寺原三番之役人衆あらまし被存候通 ハ寺原 座 候へ共、 かしば ·存候、笠松佐太夫開村領地之場所御公儀様へ指上ケ奉り候、只今異 村領地境目之義、 くさ共かり取迷惑に奉存 尾限東城 漉 共ニあて置申 後日二異義不申之証言之一札、 、屋敷へ見通シ、 候、 小 峠 L 領 ŋ, ば 候 地 下 Ш 北 尾 先年三 二 、義之族を申 限 御 而 *)* \ 宮川 御 帳 先年(<u>FE</u>) 先年五拾 一番役 座 橋尾限 候 笠松 \sim 人 共 衆

節

う憲田 ケ 笠松佐太夫· 候 下組迄保田 n 湯所 申候得者、 矛 · 峠 之義、 同祖父佐左 紙漉殊之外出 御 国 之御にぎわ 衛門義小 来仕、 1 ニ相成り · 峠与 申 只今ニョハ江 新 申 村 御 新 戸大坂 事 紙 屋 御 を ため 他 取 立 国 大ぶん を 仕上 Ш

笠 御 有 松佐太夫致置申 公儀様にと御 奉 存候、 則 札之写シ共指上 捨置不被 札之通 b, 以為遊、 御 一ケ申 慈悲を以 無 **無判之御** 被為仰 銀 御下ケ 付被下候 被為遊候御 ヘハ

難

義

宝 一暦六年 子 Ì 七 月

H

前

嶋

藤

左

衛

門

殿

佐右衛門

(EI)

新之丞 七右衛門 印

小右衛

門

源兵衛

近世史料

\equiv 小 峠 の 自立と観音学

61 松葉観音堂 0 小金堂仏 安永七年 七七八

笠松幹生家文書

松葉堂観音御由来縁起

時に、 二 而、 松葉観 り、 者相知れす、此笠松佐太夫と申者根元保田 堂 代之孫惣兵衛とゆふハ二沢村中山作太夫之次男、 行ける、 を夢に見しを、不思義におもひける、 正しく大木の松の本豆堂建立して、 発願文ヲ書認、 開候処、 組大庄屋役相勤候節、 中納言頼宣公之御代、 つぶらのと成、 城あり、 迦 方ニ゠先祖追善之折柄語りけ かなとおもふ、 宗公発願 先祖之願文を捨置きかたく、 右の堂跡ニある位牌者我家ニ祭置しに、 阿弥陀仏を奉安置有之由之処、天正之乱世ニ保 宇建立被遊、 寛文年中佐太夫へ毎夜~~あらたに噺 祖父佐太夫立願文ニ委細あり、 音と奉尊敬 堂屋敷遺跡保田智宗之位牌計りありけれとも、 夜は明ケぬれども、 嫡子惣四郎 と成、既ニ御世治り、御当家始『紀伊之大守誰守護する方なく野原となる事年数不知、 (二而) 此土地を開起被致、 折柄一堂を建立して、 嫡子保田 又々右之趣願文ニ認置ける処、 山来、 本尊御長ケー尺八寸之聖観音菩薩、 此 紙漉屋敷新田畑開 万治弐年之頃、 趣聞次といゑ 往古者紀之大守桑山 。 長宗公天正二年之頃、 山城寺 n 折を過 バ、 日々二心に懸るといゑとも、 我を安置せんと願文あると計 次男弥之助ヲ召連、此土ニ移らたに噺如く霊夢ありける故、 其 共、 座 ある時前代の反古を調ぶる 聖観世音を安置せよと夢に 三田村二=笠松佐太夫保() 去ル頃、 = ある時此趣中山作左衛門 病身二而、 起被為仰付候二 几 次郎繁里五代之孫之由 法眼 村善福寺之 嫡子惣兵衛ニある夜 夢に見し者是なる 跡目相続クとな 様老臣保田 勝手ニ不任せ過 始而弐 若死して、 小 \mathbb{H} 竹生 家 間 外二委細 附 左右ニ釈 代智海 应 伐り 一茂り 党落 |面之 判官 兀 田力

> 安永五申ノ八月木伐始 べしとありけるゆへに、 我寺≒納有之、其元心願に依る一堂を建立せば、 家内ニ病脳不絶、 定年旅僧 世 尚 とい 「尊預ケ置き帰り候て、 へる僧申けるハ、 夜止 一宿致けるに、 甚難渋ニ 惣兵衛歓喜して一堂建立の心起し 以来不 不思儀成 付御寺紅納度由 此 **此僧観世** 来、 î e音を追来、 か 彼尊像我家に安置 な、 二二而、 中原宮本総太夫方ニ 弐三拾年以前に 此本尊をあ 行歩不叶、 せしに、 たゆ 相煩、

桧三本 林之右衛門

杉弐本

大工木挽賃銀并釘代 杉桧用木不残

惣兵衛

同

縄竹入用次第

萱三荷宛

大工

藤

原勘次郎

同人 同人

村

中

月十七日、 安永六酉二月三日二始、 木挽 中山伊右衛門 四 同 廿 村 善 ·六日ニ棟上成就也、 福寺ゟ追来願望成就致者也 村甚七 本尊入仏供養三

安永七年戌二月八日初馬会式始ル、 天明六迄米を・壱斗弐三升程屋元へ頼み、若衆中勧化 蒔餅者隣在仏餉袋出ス、 右村々庄

62 後ろ山 譲 ŋ 渡 し証文 天明元年 (一七八一)

銀壱枚

庄 右ハ先年万治三年小 屋惣兵衛へ相渡し 候ニ 一時後口 付、 山清水村 合先祖貰請! 樽代銀各様御 取 収扱ヲ以 候証文、 御受取 此 度 矛 峠

左太夫

(EII)

九月 秀右衛門 .殿

方

御渡シ、

慥二受取申候以

七殿

右 相 改 相違無之段郡奉行衆 申 達 候、 以 上

前 嶋藤左 衛門

63 後 ろ山譲渡証文預かり証文 天明元年 (一七八一

清水上番田 人文書

札之事

小前へ相渡し候書付控: 「天明元年九月 也

佐太夫貰受候証文、清水領之内小峠後口 天明元年丑九月 <u>ц</u> 伊右衛 同村肝入証人 鬼 気 地度左太夫ゟ拙者受取預り有之候、 万治三年子九月清水村ゟ我等先祖三田村 仍而如件、

衛 飣

钔

右衛門

佐右衛門殿 甚助 殿

源右衛門殿 伊七殿 要助殿

新之丞殿

勘七殿 源兵衛殿

小 右衛門殿 佐助殿

長兵衛殿 理助殿

弥兵衛殿 新蔵殿

甚七殿

右之通印形いたし小前之内 相 渡 ス也、 仍之写し残 し置 也

九月五日

64 後 ろ山預け置き証 文 天明元年 (一七八一)

うつし

清水上番 \mathbb{H} 人文書

札之事

清水村領小峠後口 吖 辰巳小峠出張城尾ゟ、 東 *)* \ 城 屋敷見通

> 何等御 兵衛殿御預り被下候由、 右証文此 月清水三ケ 北 ハ宮川 (明元丑九月 願等申上 度三 (三田村佐太夫殿6当所庄屋惣兵衛殿、村6三田村左太夫殿、小峠紙漉共薪 I 橋 尾 限、 候義無御 西 南 千万忝奉存候へハ、 座 *)* \ 本道限 候 仍之一札如斯ニ り右之場所、 此以後小前之者共 佐右衛門 一御座候、以-先年万治三年子九 山二御貰受被下候、 御渡し被下、 以上、 印 惣

長兵衛 佐 助 印 印 甚助 要助

弥兵衛 新蔵 利助 印 印 印 新之丞 伊七 源右衛門 印印印印印印

印 勘六

源兵衛 小右衛門 印 *

殿

右写し遠井村庄屋秀右衛門書也 右村方ゟ指入候控也、

九月五日

原文は 段横並び 書き*以降を上段に記載した。)

,峠観音堂

65

小

,峠観音堂修理につき書出

天明六年 (一七八六)

元 左 太夫取立、 亀年中保田三助殿御取立、 又破損ニ付笠松惣兵衛是ヲ立、 其後保田家亡却之節破損 \equiv 付、 笠 松

門セ話ニ『御附也、本尊観世音菩薩者天明四年辰ノ開正月十五日、本尊観世音菩薩者 二沢村 中 山 伊 右 衛

堂 建 (かゑ^{*}天明五年きのとの巳ノ正月廿二日 柱立、 同二 月二 日 初

馬取立、 セ 話二而相 阿弥陀 求、 如 来 堂 釈 迦如来之二尊者、 こんりやう 笠松惣兵衛 泉州万代長喜 坊

白銀三拾目 天明六年年ノ二月 吉日 施主 高野山桜池院内 順教坊 ・「

一もミ木一本一松木壱本

杉木三本

松木一本

· 庄左衛門 林之右衛門 七右衛門 左右衛門

大工寺原村勘次郎 建かゑ

七拾五匁

造作六拾九匁

木引九拾匁

人工村中

乍恐口上覚

66

川稼につき願

書

(下書)

年不詳未五月

清水寺原村之内小峠 物 兵 在 兵衛

談シ給 右惣兵衛儀当時田 元へ相断申候処、 申度奉存、 候由之処、 当年

ら

鮎川御運上配賦を請、 庄屋嘉左衛門殿一 是迄右稼無之場所ニ候へ者不相成候 畑も少く御座候ニ 付、 存二而否難被申由二而、 件 共 作 間 右稼仕度旨寺原村庄屋 二 鮎 間、 川稼仕 御 村方江 伺二 候

も申

<u>F</u>.

候上ニー

右稼可仕旨嘉左衛門殿被申聞

岡候義ニ

御座

候、

内二而相隔指留候段迷惑仕候、 畑等無之者ハ専家業ニ仕、其所之御運上之割を勤稼候儀 右鮎川稼之儀ハいつれ之村々ニョも、 太夫三田村ニ居住仕大庄屋役相勤罷在候処 寺原村之義者勿論之事二奉存候処、 小峠之義者、 其所之者作間之稼、 村方徒党仕右躰 右 惣兵衛先祖笠松左 一御座候 又ハ田 村之

> 義者代 仕来、 下候ハ、相分候義も可有御座哉ニ奉存候、 衛と申者ハ、 兵 助と申者も田畑を分、小峠へ引越申候、 二男弥之助召連小峠へ引越せ話仕候、 用之儀者父子共せ話可仕旨被為仰聞、 則 兵衛鵜稼仕候儀、 三田村之内ニ=先年同稼仕候老人之内ニ者、 之儀者穏便ニョハ難成、 鮎川稼候、 大庄屋役伜同所佐左衛門へ被為仰付候得とも、 小峠 衛、 龍 紙 伝左衛門、 **减**漉屋敷 軒御取建之所ニ而、 院 々鵜網鮎川稼仕候、 庄屋支配仕来、 村小入用等迄相勤来申候、 右人之者共鵜網ニ™鮎川稼仕候、 様 御 件惣兵衛義ハ殺生不仕候ニ付右稼ハ不仕候、 二見立御 代 四拾四、五年已前迄夜川鵜二脈鮎川稼仕 御 七右衛門・助太夫・四郎右衛門・三右衛門・九郎 玉 存候者も可有御座と奉存候得者、 二而初而紙 断 其外諸色御仕置方ハー村一同 家業之義御座候へバ、 申 其節ゟ宗門御改家並 上 右之外小峠紙漉株二罷有候者共之内二 候 漉 処、 御 左太夫義、其後御願申上退役仕 取 万治二年之御開起 建、 夫
> ら
> 左
> 太
> 夫
> 儀
> 者
> 田 猶其後右佐左衛門次男弥之 右之内三右衛門 右左 右弥之介家来共鵜網ニニ 小峠三右衛門・九郎 判 太夫へ 西原村・久野 形 紙方并 帳・ 御尋被為遊被 寺 被 二而、 候、 御普請方御 原 紙 為 畑をわけ、 佐右衛門 方諸 庄 仰 九郎兵 屋支配 右 7原村 則 付 「鵜遣 御 紙

以 差支無之様被為仰 右之趣被為聞召分、 付 小峠之者共鮎川稼仕候義、 被 下 候 御 儀 奉 願 上候、 此 段被仰 先年之通 遣 可 被 村 下 同

未五 月

嘉左衛門

同所小前惣代 衛 東原村之内小峠

印印

殿

乍 \Box 上

得者不 配 仕 私 座 衛 H 共 作 間 賦 候、 義 をも 祖 否 相 鮎川 間之稼家来共迄 左 成 難 請 ニ鮎川稼キ仕 太 被 候 稼不仕 八夫 件 弥 不申 問、 申 由 候 二而 御 間、 候、 之 伺 助 二而, せ見申度奉存候ニ付、 然処私 鵜 庄 村 屋 餇 孫 方江 b 元江相 二而 0 仕 話シ 義只 佐 候 年 右 上、 給候 八今ニ而 断申候所、 々 衛 鮎 門 遣 処、 Ш とも ひ */*\ 稼 田 可 是 仕 小 申 来り 迄 畑 先年之通鮎 庄 峠 屋嘉 b 旨 |右稼無之 少 被 候、 而 左衛 申 ク 代 御 聞 尤 々 候 場 門 座 私 百 Ш 所ニ 方 義 候 御 親 性 得者、 運 _ 惣 相 候 存 御 上 続

若キ 候、 右 罷 \$ 男 御 取 成 6 請、 畑 在 **另**弥之助 建 候義 取建之 障 所之者共も申 成、 無: 少 鮎 者共ニ 紙 御 被 尤小峠之義 り、 キ Ш 捌 屋数多御 座 為 候 b 稼 義 右稼キ差留候義迷惑仕 \Box 候 召 所 仰 0 候 ハニー 、二面、 恐多奉存候得共、 不宜 所、 っれ 付 共 義、 鵜 候御 御 稼キ之ためニ 座候者、 候 御 小岭江引 ハ、 只 網 11 寺 座 御 座 今ニ而ハ 0 刻 二 原 候 私先祖笠 事 候 而 n 村之義も 而 鮎 之村 紙 鼻 越、 Ш 御 付、 漉 御 紙等多出 所 座 漁 |屋敷ニ 々 用 先年之通 紙 村方より障り申ニ 事 々 紙 松左太夫三田村二 _ 、紙屋 方せ 紙 一而も其 勿論之義ニ奉 候、 屋 仕 等 候而、 御 来仕 被 話 右等之義御伺申上 出 通 為仰 開 (所之者 仕 鮎 来 二而 起、 候故、 其村之鮎 候、 Ш 仕、 付 b 鵜 万治 其節 候 存 共 遣 \exists 別 = 付、 作 々 自 候 S 而 一罷 然と 付、 二年 等為致見申 寺 Ш 渡 *)* \ 所 間 在 御 御 世 原 乍 之 候 差支申 -恐御 右之通 稼、 値 左 紙 御 運 . 玉 段下 苦労 西 内 太 屋 上 六夫伜次 十 之 原 紙 訴 或 -置二 七軒 漉御 紙屋 割 候故 なと 申上 度 _ 村 *)* \ \mathbb{H} 由 方 ヲ

右 候 寺原村内之小峠之義 筋定仕 仕 候 迷 者 候、 小 峠ニ 奉 同村 存 候、 数多 同之義 私 御 御 共家之 座 座 候 候得者、 二 御 義 全 座 *7* \ 体 不及申 候 同シ 年 所、 Ż ·村百性之内 寺 村 上 原 方 村 る障 前 庄 方 屋 'n 25 給 鵜 顽 右 網 諸 1稼差留 私 二而 懸 共 ij 鮎

> 候 \equiv 小 様 峠 乍 -恐奉 限 願 以 寺原村之内-被 為 成

上 候、 此 段 被 仰 上 可 被 下 候、

未五

月

四 小 峠 紙 屋 株 の 質入 売

68 紙 屋 株質: 入 n 証文 文 政 年 $\widehat{}$ 八 九

申 ·質 地証文

小 峠 紙 屋株壱ケ 所 四 方境 目 北ハ熊四郎類地四南ハ繁三郎類地四南ハ紫三郎類地四郎の大道かきり 限限 h h

三一 七 七 「ヤ 五五十 三畑 屋 畑 敷 壱畝三 壱畝 弐拾壱歩 九 歩 高弐升壱合 高 高 唇半三 四 1升壱合 升 弐 合 御 御 御 帳同 帳 帳 七 同 左 人 衛 門

畑 壱畝 一八八 歩 高九 升六合 帳 同

港ケ 所、 但 几 方 境 目 北ハ要助類地かきり南ハ繁三郎類地かぎり東ハ佐右衛門類地ふぎり東ハ佐右衛門類地ふちか西ハ常助後ふちかきり き ŋ

畑

畑 畑 三歩 壱畝 歩 高三 高 四 合 升 御 帳

七

左

衛

門

壱畝 九 歩 高三 升 九 合 御 帳 帳 同 同 人 人

畑

地 壱ケ 所 但 シ 兀 方境 目 北南東西 ハハハハ繁三宮常 素三郎境めかた 一郎右衛門類は 日道かきり きりがき か きり ŋ

畑

六畑 畑 壱畝 7拾壱歩 歩 高三 高三 御 帳 帳 七 同 左 人 衛門

頁 百

高

合四

斗

九

升

应

合

ŋ 右 一稼キ 不 相 成 ع 0) 品 御 聞 届 ケ 之上 御了 簡

下

林紫惣峠 兵 衛 **(11)**

蔵 印

嘉左衛門 殿

近世史料 36

右者此 可仕候、 不残慥ニ 急度懸次可申 ハ三度ツ 度上 借 若シ壱座ニョも本人不埒 一納差支、 用 候、 壱座 申処実正御 仍之頼母 二銀三 宮 Ш 五 座 一拾目 郎 子質地之証文如件 候、 右 ツ 衛 返済之儀 仕 門 殿 候 頼 ハ、、受込人方へ右質物引請 初 母子をハリ迄急 申 *)* \ 年両 頼 母 子 度 Ħ. ツ 番 度 但 取 掛もとし 受、 3 対関年ニ 懸銀

百七十

卯二月廿 五. H

蓮 御 衆 中

右之通 致 頼 承 母 知 候 中

> 右同断宮川 五右: 衛門 衛

(EI)

(EII) \bigcirc

七

利岸庄屋 (FI)

(後欠) 嘉永元年 (一八四八) 栄助

69

本

銀

返

L

証

文

銀返証文之事

方境 目 西ハ横道かきり西ハ横道かきり 東ハかつへ谷限り

小

峠

紙

屋敷

 \mathbb{H}

畑壱ヶ所、

但

四

北 南 ハ定七畑きし限り ハかつへ谷溝後口きしかきり

一二畑六歩小峠(か脱)っく谷内 三畑壱畝弐拾四 三畑弐拾七歩 三畑三畝 \ 给弐歩 歩 高 四合 高 高 高 五升四· 弐升七合 壱升弐合 合 惣太郎 同 同 御 人 人 帳

二畑三歩

三畑壱畝

歩

高

三升

兀

[畑弐畝弐拾七

歩

高

壱斗壱升六合

同

高

弐合

同

申十二月

嘉永元年

一百八十 百七十六 百七十 百八十三 百八十二 百八十一 百七十九 百七十七 百七十八 但、家・長屋共高合壱石八斗壱升六 九田 八田 六畑 屋敷 六畑弐畝 五. 七 九田壱畝 六畑六歩 外二拾五歩 加弐拾 田 畑 2銀三貫目也 三畝 |壱畝拾 **然弐畝** 弐畝 弐畝 拾 五. ****给二步 船 二 歩 歩 歩 匹 拾 廿 歩 八步 弐歩 甪 匹 歩 水溜 歩 合 高 高 高 高 高 内 引壱斗弐升 高 高 高 高 高 四斗壱升 一十八升 三十八升 三合 弐斗四; 壱斗四 壱斗四 壱斗弐升六歩 弐斗四升 弐斗八: 三升 壱斗 弐斗弐升 升 升四 1升四 应 升 升 升 畑方右同断 田方小峠紙屋分 合 八 四 合 合 合 同同 同 同 同同同 同同 同

文ニ派弥其方支配可被致候、 急度埒明ケ可申候、 銀相済候ハ、、 ハ只今ゟ右新田 迄拾ヶ年之間、 右^{*}要用之儀依有之、我等所持之新田 [畑ニおゐて何方掛妨ケ無之侯、 本銀返二相定、 右新田畑無相違御返シ可有之、 畑御年貢#諸役共其方支配可被致候、 仍而為後日証 其以後一 代銀不残受取申候処実正也、 **立如件**、 若障儀出 言之申分有之間 畑、 来候 当 申 年限過 十二月

方来ル 敷 候 此 右年限之内本 判形 候、 ハ 然ル上 尤此 + 此証 罷 月 新 出

| The control of th

(EII)

(11)

百七十三

Ŧ.

几

五畑廿七歩三畑壱畝十九点

歩

1升八 <u>升</u>五

合 合

> 同 同

70 本銀返し証 文 安政三年 (一八五六)

本 銀返し証文之事

東者七兵衛通 り限

田 |地壱ヶ 所、 但 |四方境|

百七十三 一五畑弐拾七 ・ 大木 七 畑弐畝 歩

七 歩 高 四升 五合

太郎

高 · 壱 升 四 合

同

百七十六 百七十五 Ŧ. 畑弐畝四歩 高四

百七十七 屋敷弐畝拾 八田弐畝弐拾四 五歩 歩 高弐斗弐升四 高弐斗八升 八合 合

同 同

同

人 人 人 人

71

百七十八 六畑拾 Ŧī. 高三升

外二弐畝壱歩也 用 水溜ニ引

百七十九 六畑六歩 高壱升弐合

百八十

九田壱畝拾弐歩

高壱斗弐升六合

口 同

人

人

百八十壱 六畑弐畝拾弐歩 高壱斗弐升四合 同

百八十二 九田壱畝拾 八歩 高壱斗四升 几 合 同

百八十三 八田 三畝歩 高弐斗

匹

升

同

人 人 人

72

笠松家由緒につき上

中書

〒

書)

明

治

九

年

(一八八六)

反合壱反八畝歩

田畑高合壱石四斗三升三合

弐斗八升八合 屋

敷

七斗三升四合

田

方

斗 升壱合 紙 屋 畑

家壱軒長屋: 共

此代銀弐貫五百也

子 右銀子要用之儀依有之、 しニ相定候上者、 不残受取、 当辰極月ヨリ来ル未ノ極 自今右之田畑御年貢幷諸役共其元可致支配候、 我等所持之田畑家屋敷其元¤相渡 月迄拾五ヶ年之間、 シ、 本銀返 右 銀

> 若年限過ギ候 儀出来候ハ、左之判形人罷出、 分有之間敷候、 限之内ニ而も本銀 *)* \ 尤右田! 相 渡候 此証文ニ゠其方弥可 畑家屋敷ニおゐて何方ゟ茂構妨無之候、 ハハハ 右田. 急度埒明可申候、 畑家屋敷無相 被致支配 違可有之御返し候、 候、 其 節 言之申 若障

(政三年

辰極月日

原所財惠代 原所財惠代 左衛門

五衛門

(FI) \bigcirc

飲み水水道につき願 書 明 治六年 (一八七三)

差入申書付之事

私吞水無御座ニ付、 差支ニ付、 「支之節者何時ニ』も元方通 其御許様所持之畑観音堂屋敷堀通させ被下度、 小 畑 元吉地面之内 相 廻 可 申 候 より 間 堀 御 前嶋政次輝頼申上候、 ŋ 通 シ候処、 為念如件、 自然御 水道

明

嶋政次郎

(FI)

ザッズ 蒸二於テ、 が、たが、 が、かい、地 シ、 玉 山 福主 告 ・メタル 「中ニ於テ製紙ノ業ヲ営ム者ナカリシヲ、 リシヲ以テ居村ヲ立退、 或ハ地籍ヲ変換スル等、 新二川溝ヲ開掘シ、 一南龍院殿ノ代普請役ヲ被命、 祖 等ノ功労不尠、 |先ハ有田郡清水村ニ住シ、 従前旱損地ヲ所持セシ者、 中書 賞誉ヲ受ケタル 五百石余ノ田地ノ旱害ヲ止 他二移住セシ者ノ子孫ヲ呼返シ、 巨多ノ鴻益ヲ起シ大ニ功ヲ顕 笠松佐太夫正永ト称シ、 所有ノ玄米六百 耕耘スルモ貢納スラ凌ク能 事屡々ナリト云フ、 万治年間佐太夫 メ、 五拾三石ヲ弁出 或 ハシタリ 、藩主ノ 又紀伊 帰住セ 新田ヲ 旧 和

太夫 ルニ足 ヲ移 紙漉業 建設 寛文十二 以 以 地 俵 ス 見 湯 左 本 ル ル 賞供 元テ其事 カナリト 明 清 上 紙則是ナリ、 紙 · ヲ 受 伝 願 上 ヲ合力セラ 村 (所謂) 事ト 矢之 水 住 請 述 Ш 屋 一号証 本 ポスル ル可 村 事 セシ 証 ル セラル ヲ盛大ニ 属 ナ ナ 林 サナリ) 男 之 レ 実及ヒ ・ナリ、 年 助 処 蹟 西 IJ 夕 家 1] 字小 ニシ 文ニ 領 メ、 ス、 、及ヒ家屋ヲ建築ス)、楮ヲ植付或ハ紙漉場) 原 IJ 如 中 ヲ ⅓初 1 ハ 1 徴 処 ヲ 置 本 ミメミテ 譲 家 主 ス、 一営ミ、 氵拝 今尚 · 峠 ト 此 遺 テ、 蓋シ該第二 紙漉業ヲ営 又其製紙 ノ字小峠 村 ス可 族 IJ キ、 証 件 如 同 御 ケ 斯事 至 .: 第 領 尚 民ヲ 製 渡 拠 遺 言 様 夫 遺 左太夫 金米 村 書 ヲ 夕 氵拝 清 世 ル 称 開 紙 レ 物 男 依 製紙 住 為 ル 実ナ 人用 スル 領 水 而 号 如 有 矢之 相 依 力 御 二 シ、 村 業 テ今ヨリ 1 巳 マ 様二 証 斯 号 村会 一付弐拾 続 テ見 為 マ ル ナラス、 *)* \ 1) Ш *)* \ 拝 称 二 *7* \ 始 ヲ ユ 実 及ヒ 之 レ 助 於テ字・ 老 セ、 至 証 借 テ、 セ ヲ以 ル メニ方 開 メ ス 成 而 地ヲ貰受ケ、 況 有 開 保 ナ 夕 ル 極善 ヲ 年 云 シテ右開 V \mathbb{H} 始 立 ナ 墾シタリ、 分与 / 宛テ名 · 二 当 ĺV 紙漉 1] 連 **々** 其 弐軒 地 或 */*\ \equiv 村 郡 \mathbb{H} シ ル ヲ 及ヒ大庄 事 タ 人民 所 証 小 遂 パツテ、 1 V 往 紙 良 */*1 民 山 力 他 以 時 ス、 字 蹟 業開始之際、 IJ 時 峠 卜 ノ 保 故 71 明 文詞 家屋 処 保 結果 三小峠 上 小 ヲ *)* \ 称 村 墾 挙 田 (人家アル而已ナリシ、先ツ住村清水ノ、先ツ住村清水ノ、 農レ我紀伊国ニ 二子 ス 原告祖: 之 レ 置 第弐号証 開 代 左 峠 口 嶋 ス \mathbb{H} ヨリ ノ 組 テ ル 則 デヲ建設 地 ヲ 陳 官 太 則 屋 ア 顧 ル 紙 ヲ 家僕 大庄 孫 得 其 ラ左 行 スレ 三弐 役 夫 紙 役 矢之助殿トアル ル 小 *)* \ 1 移 ス 世 必 ヲ以 清 証 ル 并 ヒ *)* \ 漉 ヲ 先 原 称 住 レタリ 要 屋 Þ 辞退 拾 予 シ、 水村 スル 旧藩 憑 処 玉 セシメ、 太 ノ三ヶ 繁昌シ 役 ハ第 依 主ヨリ 所有タルコト 夫一 郡 其 X テ之レヲ徴 弐 事 ヲ 笠松左· テ明瞭 他 軒 事 之レニ村民 奉 長 死 移 主 二 被命 者 実ニシ 男左 於テ 資 於テ製ス 実 行 期 住 所 玉 ノ 莊寺 g / 鼻紙用 其長男 米三百 家屋 号証 専 '力証! ヲ 力 如 ル 夕 謀 伝 プナリ 新開 ハラ 益以 ハ左 太夫 悟 輸 ヲ 製 ij 原 テ、 モ 以 同 ij 出 ヲ ヲ 紙

時

原可ハ

告 原告 **冻告名前** 己レ 居ル 彼レ シ ·弐百余年 有地 発行 ル ナ 力 左太夫カ 御 有 Þ 新 代 祭祀 ij, ヲ 事 外 孰 事 難 ラ 戸 ij 夕 */*\ 前 ルヤ必セ 等習慣 今 実ニ 長二 無ク、 閲 渋 別 以 Ź, 星 ル *)* \ 夕 後 ナ 公布ア 尚未 夫レ テ遂 ĺV 遷リ 地 ヲ 7 付、 継 陥 追テ 貸 更 請求シタルニ、 ົ小 上 事 尚 原 ヲ 其 ノ如斯 始東 アルラン の 単意 ニア 设 ij 星. 朔 前共ニ貸与シタル 相当二生計相営ミ居リ、 押 荏苒歳月ヲ経過シ来レ 然 弐百余年 因 カント IJ ノ ホ 正 , 其領 庤 セ いス可 、久シキ其往昔ヲ知ラス、ニ霜ヲ累ネ、習慣ノ久シキ 験ナ リシ 相当 請 被 生 霜ヲ累ネ、 ヲ 統 告 活 時 明 故ニ今一 K 求 機ヲ 共ニ ij 際 欲 ラ カニス モ 原 道殆 ĺ 来 シ、 ŀ 財 原告総太郎 地 告 何分打任セステジューの 於テ今日 雖卜 古 } 所 産 総 今日 時二 習慣 ル [証文ヲ 御 ント 夕 ヲ 心得 々〇 戸 ヲ 太郎 有コ 以 長 勧 所 ル 強テ請求ヲ為サ モ、 一原告へ 事 儘、 有 } 絶 テ、 解 違 ノ 二 ノ 入りシャ 回 プテ、 其 日 提 能 ・モナ 左太夫カ村民 ント ヲ ヒ、 セ ハ 至 ク、 ij, 復 今日 請 置 別 ij 地 御 出 ル 家 維新 且戸 彼レ ク、 ザ ス ク可 如 地 券 願 存 成 唯己レ 其住民 然ル 故 ル 券 貸 種 何 勿 ル ヲ ス ス が後ノ徴税 候 今日ニ 論其 ル 長 シト ヲ 住 地 ニ今争 可 所 地 貧 ナ 々 ル ルニ去ル 様 以、 Ź, 巻ノ 下 シト ル 料 世 持 所 ノ 民 窮 而 御 **・**等ガ 懇論 等ニ |及ヒ 懇諭 付ア 罷 以 ノ子 古証文ニ 態変 騒 ヲ Ę 勧 至リ 荏苒 移 下 陥 思 在 該 \equiv 擾 フ 孫 ラ 小 考 リュ候 其 所 住 付 明 地 地 セ ヲ IJ 奉 ラレ シニハ 有之候 住 打 有地 モ又種 理 理 惹 治 作 シ 夕 |今盛 仕 1 ヲ シ セ 7 所 分家 依 ラン 取 ガ、 ア : 米 等 雖卜 過 民 由 起 レ 候 五. 於 ij 年 メ 間 戻 日 キ 夕 ス ナ テ F ヲ ij IJ タ ij 事 中 原 1 説 モ 彼 往 原 モ、 ヲ ケ モ 々 告 ル ŀ 変 徴 凌 思 告 地 ル 明 知 時 ヲ 歎唯族 証 考 等 当 券 祖 次 当 換 心 拠

得シ

リ所

時 御

先

維ル

ス

絶

世

和歌山県紀伊国有田郡清水村平民

松総

太郎

物 所 右 先 追 原 第 セ

和 明 歌 山 治 治 +九 安 裁 年 + 判 月 七 H

判事補 宮田近義殿

以 上野 紙 以 下罫線なし)

一千三百五十号 金四拾弐銭 受取

有田郡 清 水 村 笠松総太郎

右之者十二月廿 七日午前 第十 時、 出 頭可致事

届遅不参スルトキハ 頭致シタル 節 此 五銭以上拾円以下 喚 出状へ名刺相添 訴所 一罰金又ハ科料金ヲ言渡 へ可差出、 若シ無

ス事アルヘシ

明治 和歌山治安裁判所回 十九年十二月廿 日

主任猪

紙 漉 業下賜: 金に つき伺 明治二二年 (一八八九

73

賜有之儀卜嚮二伝聞仕候得共、 ム事一 耳ナラズ、 前文之如私共 候得共、 取調之上、 ヲ継キタル斗主ニ相違無之、 廿二年迄年ヲ経ル事弐百廿有余年ニシテ、 切ナカリシニ、亡先祖笠松佐太夫ナル者発業セシニヨリ、 有田郡旧山保田荘笠松佐太夫之末孫ニシテ衆 其賞トシテ過ル明治十弐、 応御伺被申上候、 右笠松佐太夫儀者寬文十三年六月十九日死亡致、 ハ末孫ニシテ、 然ルニ昔年ハ旧御国内ニ於紙漉業ヲ営 若干御役所迄下賜相成有之儀二候得者 右亡祖佐 其実虚 三年ノ ハ相分兼候ニ付、 太夫ノ追 私共者十代目ノ家督相読 頃、 福ヲ営ミ度候ニ付 金五円御役所迄下 人不知者 此段奉恐縮 い無之、 御

治二十弐年十月世 日 有 田郡 八幡 村大字清 水 御

金御下賜被成

下

度伺旁奉懇願候也

笠松惣太郎 (EI)

有 \mathbb{H} 郡 長野 \mathbb{H} 郎 殿

有

照第二五号

役場経テ出願候様御取計相成度、 シテ賞状并金員下附可相成筈ニ候間、 今般有志者協儀ヲ以同人ノ記念碑建設ノ運ヒ有之趣、 会開設ノ際共趣キ申立候処、 御 田 郡内八幡村大字三田故笠松佐太夫ナル |荘人民へ誘導拡張セシメタル功績ヲ以テ、 同人へ追賞并金七円下賜セラレ有之処 郡長依命此段及照会候也 有志者惣代五名以上連署之上 者、 万治年 過 ル + 間 -六年 製紙 就テハ基本ト 業ヲ ·聯合共進 旧 山

治廿二年十一月廿九日

明

一科長栗山国次郎

印

幡村々長笠松淳蔵殿

而已ナラス、 亡租先佐太夫ナル者製紙工業ヲ開業シ、 シテ、世人ノ知ル処ナリ、古亡租佐太夫儀ハ同郡旧清水村字小峠ヱ私儀当有田郡旧山保田荘内旧三田村ニ住居セシ亡笠松佐太夫末孫ニ 之賞状及金員等御下与被成下度、 佐太夫ノ記念碑健設致度候ニ付、 百廿有余年ニシテ、則チ私共拾代目ノ家督相続ヲ継キタル戸主ニ有 隠居罷有、 陳ルニ、昔年ハ当国内ニ於テ製紙業ヲ営ム者勝テナカリシニ、 終ニ寛文拾三年六月十九日死亡致シ、 前文如ク私共末孫ニ有之、 此段奉恐縮候得共御庁迄御下賜有 依テ地方有志者ヲ募リ、 現今我地方ニ於テ盛営有之 今年月ヲ経ル 也 事弐

印

印

明

治世

三年

月廿五

H

印

門 印

有田 郡長野 田 几 郎

写 * 39 \{ 時 60 誤記もあり 62 73 (笠松俊男家文書) 写しが多く混じっていると見られる。 印章はあるが、 同じ 筆 跡 や転